

◎三十三番（矢吹貢一君）自由民主党の矢吹貢一であります。ただいまより会派を代表し、質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスは、より感染力が強いとされるデルタ株など変異株への置き換わりが急速に進み、かつてない勢いで感染が拡大したことから、県内の感染状況は一時深刻な状況に陥りました。

今月に入り、感染者数が減少傾向となり、医療提供体制の危機的状況も改善されつつあることなどから、県は二十一日から県内全域に発令していた非常事態宣言や中核市を除く五十六市町村に対する県独自の集中対策を、さらに本日二十四日からは郡山市、福島市に適用したまん延防止等重点措置を解除したところであります。

一方で、県内ではクラスターが飲食店のみならず事業所や児童施設等の様々な場所で相次いで発生しているほか、若い世代の感染者や感染経路不明者が確認されているなど、予断を許さない状況が続いております。

今後も感染が再拡大し、医療提供体制が逼迫する事態となれば、新型コロナウイルス感染者に対する医療のみならず、救急医療や一般医療にも支障を来すことから、いま一度県民と危機感を共有し、感染防止対策の徹底にさらなる理解と協力を得ることが必要であると考えます。

そこで、知事は新型コロナウイルス感染症対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、妊産婦への医療提供体制の整備についてであります。

先月十七日、千葉県柏市において、三十代の感染した妊婦の入院受入れ先が見つからず、自宅で早産し、新生児が亡くなるという大変痛ましい問題がありました。感染拡大地域における医療の逼迫が原因で小さな命を守り切れなかった現実を厳しく受け止めていかなければなりません。

この教訓を踏まえ、本県でも感染症の治療、産婦人科、新生児医療と必要とされる診療科が複数ある場合、どこで安全な医療を提供するのか、事前にしっかりと整備し、県民の不安を少しでも取り除く必要があります。

そこで、県は妊産婦が感染した場合の医療提供体制の整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、自宅療養者への体制づくりであります。

感染の急拡大に伴い、自宅療養者数が増え、その数は先月末のピーク時には五百人を超えました。他県の例では、自宅療養者の増加で、健康観察など行政の目が届きにくくなるほか、入院先が見つからないまま自宅で死亡した事例もあります。

また、自宅療養に伴い、外出できず、食事に困る場合もあります。感染が拡大し、自宅療養者が増える中にあっても、一人一人の健康状態を把握し、容体急変時の対応や生活面の支援を行う体制が必要であります。

そこで、県は安心して自宅療養ができる体制づくりにどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、飲食業の需要喚起についてであります。

昨年より猛威を振るい続けている新型感染症は、本県経済に深刻な影響を与えておりますが、中でも飲食業にあつては、新型感染症拡大の長期化により大きな痛手を受け、深刻な経営状況が現在も続いており、飲食店のみならず、飲食店との取引のある事業者など、多くの関連事業者にも深刻な影響を及ぼしております。

県は、これまで飲食店への時短要請に対する協力金や売上げが減少した事業者に対する一時金の速やかな支給など、事業者に寄り添った支援にしっかりと取り組んでおりますが、新型感染症の終息を見据えた、広く地域経済の循環を促すような取組も必要であると考えます。

そこで、県は飲食業の需要喚起を図るため、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、地域公共交通事業者の支援についてであります。

新型感染症の感染拡大を抑えるため、全国的に不要不急の外出自粛や県境を越える旅行、帰省等の原則中止が求められており、その影響は地域公共交通事業者などにも及び、かつ長期化しております。

そのような中、地域公共交通事業者は県民の生活の足として重要な役割を担っており、利用者が大幅に減少する中でも運行や営業を継続しております。バスやタクシー業界からは、事業継続が困難な状況との声も聞かれるところであり、これらの事業者に対する支援が必要と考えます。

そこで、県は新型感染症の影響を受けている地域公共交通事業者をどのように支援していくのかお尋ねします。

次に、新たな総合計画についてであります。

新たな総合計画については、令和元年七月から策定作業が進められ、途中新型感染症の影響により議論が中断した期間もありましたが、今定例会において福島県長期総合計画案として提案されました。

私も議会において設置された「新たな福島県総合計画」調査検討委員会の委員長として議論に参加し、去る八月二日に議会からの意見として、県民が主役となる総合計画、計画の着実な推進、伝わる表現と発信など五つの意見を知事に申し入れたところであります。

総合計画は、県の最上位計画として、県民が主役であり、誰一人取り残さず、一人一人の県民が大切にされる社会を目指す計画にすべきであると考えます。そのためには、多くの県民の皆さんにこの総合計画を自分事として認識してもらい、県民総ぐるみで考え方を共有して県づくりを進めていくことが重要であります。

そこで、知事はどのような思いを込めて新たな総合計画の策定を進めたのかお尋ねします。

次に、行財政に係る新たな計画の策定についてであります。

今定例会では、県づくりの指針や施策を示す新たな総合計画として福島県長期総合計画が上程されておりますが、この計画の実効性を高めていくためには、本県の将来を見据えた行財政改革の取組が大変重要になります。

これまで本県では、福島の真の復興の実現に向け、行財政運営方針を策定し、復興・創生に重点を置いた行財政運営を行ってまいりましたが、今年度末で終期を迎える現行の運営方針を見直し、新たな計画を策定することとしております。

この新たな計画に基づき、復興・創生の着実な推進はもとより、開かれた県政の下で様々な主体との協働を図りながら、県民や行政を取り巻く社会経済情勢の変化にも的確に対応し、安定的で持続可能な行財政運営を進めていく必要があると考えます。

そこで、行財政改革に係る新たな計画の策定に当たっての県の考えをお尋ねいたします。

次に、デジタル変革についてであります。

今年五月にデジタル社会の実現に向けてデジタル改革関連法が成立し、また今日一日にはデジタル庁が発足したところであり、デジタル社会の形成に向けた国の動きが今後一層加速していくものと考えられます。

新型コロナウイルス対策においては、緊急経済対策として実施された特別定額給付金の給付事務に加え、ワクチンの接種予約、記録のシステムなど、様々な混乱や課題が生じており、その原因の一端は行政手続のオンライン化の遅れやデータ連携の不備などにあることから、国を挙げてデジタル化を強力に推進していく必要があると考えます。

県においては、三月に県デジタル変革推進基本方針の中間取りまとめを行い、去る十三日には基本方針の成案をまとめたところではありますが、こうした国の動きも踏まえ、住民に身近な市町村を支えていくなど、基本方針に基づき、県としての役割をしっかりと果たし、デジタル変革、DXを県内においてもしつかり進めていく必要があります。

そこで、県はデジタル変革をどのように推進していくのかお尋ねいたします。

次に、再生可能エネルギー先駆けの地の実現についてであります。

本県は、震災以降、復興の基本理念として、原子力に依存しない社会の実現に向け、二〇四〇年頃までに再生可能エネルギーにより県内で使う全エネルギー相当分以上を生み出すという目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入拡大と関連産業の育成に取り組んでまいりましたが、引き続き意欲的に取り組んでいく必要があると思います。

今年の二月には、福島新エネ社会構想が改定され、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大と水素エネルギーの社会実装が盛り込まれました。加えて同月、知事は福島県二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言したことから、脱炭素社会実現のためにも省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを利用していくことがますます重要になっていくと考えます。

そこで、知事は再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、国際教育研究拠点の実現についてであります。

本県復興が新たなステージに入り、創造的復興に向けた取組が進められる中、その中核となる国際教育研究拠点については、七月に与党から政府へ提言された復興加速化のための第十次提言において、技術立国復活のろしを福島から上げるとの強い決意の下、政府一丸となって実現に向けた検

討の加速化が求められており、今後我々がこれまで求めてきた福島イノベーション・コースト構想における創造的復興の中核拠点となるべく動き出していくことが大きく期待されるところであります。

本年秋までに新拠点の形態が決定され、年度内には基本構想が策定される予定であります。国が定める制度設計にしっかりと関わり、拠点の実現に向けた取組を着実に進めていくべきであります。

そこで、県は国際教育研究拠点の実現に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、避難地域の営農再開の加速化についてであります。

避難地域では、避難指示の解除が早かった地域を中心に営農再開が進んでいますが、昨年度末の営農再開率は三八％になっており、特に長期の避難に伴う農業者の高齢化や営農意欲の低下による担い手不足が大きな課題となっております。

このような状況を踏まえ、昨年七月に農林水産省が市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想を公表し、本構想を具体化するため、本年六月には生産と流通、加工等が一体となった産地の創出を目指す福島県高付加価値産地展開支援事業が創設されました。

帰還した農業者を中心にそれぞれの市町村で進めてきた営農再開の取組に加え、新たな事業を有効に活用し、新規参加者を呼び込むことができる取組を広域的に進めていく必要があると考えます。

そこで、県は避難地域の営農再開の加速化にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、ALPS処理水の処分方針に伴う風評への懸念に対する取組についてであります。

先月二十四日に開催された関係閣僚等会議において、ALPS処理水の処

分に伴う当面の対策として、徹底した安全対策や事業者支援などの十分野にわたる対策が示されました。

国においては、県をはじめ関係者との意見交換を踏まえ、これまでの基本方針をさらに具体化したものであります。我が党県連としても、直接与党加速化本部に対し徹底した理解醸成と事業者支援を訴えてきたものであり、実効性のある対策が示されたと認識いたしております。

しかしながら、一部の関係者の間では、さらなる風評への不安や戸惑いが広がっていることから、今後も風評の状況を継続的かつ適切に確認しながら、引き続き国に対し、それぞれの場面における機動的な対応を強く求めていく必要があります。

今のところ風評が消えてなくなるような即効性のある対策は見当たりません。日々の地道な活動を繰り返していくことが結果として風評に打ち勝つことにつながっていくものと考えます。

そこで、ALPS処理水の処分方針に伴う風評への懸念に対してどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、県産品の輸出促進についてであります。

東京電力福島第一原子力発電所事故後、五十五の国と地域が県産農作物などの輸入を規制し、現在は十四の国、地域に減ったものの、中国や香港、台湾などは以前幅広い品目の輸入を停止しております。

このような中であって、県産品の輸出が年々拡大しており、世界中で新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらない状況下にあるものの、大変すばらしい実績を積み上げているものと評価いたしております。

一方、政府は二〇三〇年までに農林水産物、食品の目標輸出額五兆円達成に向けた実行戦略を策定し、本格的な輸出拡大に乗り出しています。本県としても、人口減少など国内市場が縮小する中、事業者の皆さんの新たな

る販路確保と風評払拭のためにも、県産品の輸出拡大が大変重要であると考えます。

そこで、県は県産品のさらなる輸出促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、復興五輪についてであります。

復興五輪がコロナ五輪に置き換わり、異常過ぎると言える五輪中止運動が全国的に展開される中、日本代表の皆さんがコロナ禍の困難を乗り越え、オリンピックではメダル総数五十八の過去最高の成績、パラリンピックではメダル総数五十一の過去二番目の成績を残し、国民に勇気と感動を与えてくれました。アスリートの矜持を見せてくれた選手の皆さん、そして大会運営に携わった全ての方々に対して、この場をお借りして衷心より厚く御礼を申し上げます。

今大会は、東日本大震災から十年という節目の年に当たり、復興五輪と位置づけられ、本県復興を世界中に発信すべく、関係者による丁寧な準備が進められてきましたが、様々な計画が立ち消えとなり、復興五輪の理念を完全に実現することはできませんでした。

しかしながら、コロナ禍において、本県でも一部の競技を無事に開催できたことを今後の糧とし、復興五輪においてできたこと、できなかったこと、今後やらなければならないことをしっかりと検証し、今後の本県復興に生かしていくべきであります。

そこで、県は復興五輪をどのように総括し、今後の取組に生かしていくのかお尋ねします。

次に、復興五輪を踏まえた観光誘客についてあります。

福島での野球・ソフトボール競技が無観客での開催となったことにより、本県へ来訪されるはずであった多くの方々に復興の姿を直接見ていただく



機会や、千人を超える都市ボランティアの皆さんのおもてなしの活動も実現できなくなりました。しかし、本県を訪れた選手や関係者に対する県民の皆さんのおもてなしの心は今後オリンピックレガシーとして生かしているのではないかと考えます。

そこで、県は復興五輪を今後の観光誘客にどのようにつなげていくのかお尋ねします。

次に、県民の防災意識の向上についてであります。

近年の自然災害の頻発化や激甚化により、毎年全国で豪雨被害が発生しております。一昨年発生した令和元年東日本台風では、県内で初めて大雨特別警報が発令され、阿武隈川や夏井川などの河川が氾濫し、台風とその二週間後の大雨により多くの方が犠牲になるなど、福島県内にも甚大な被害をもたらしました。

今年の八月にも停滞する前線の影響で西日本を中心に記録的な大雨となり、前線の位置によっては本県にも大きな被害が出ていた可能性もあつたと考えられます。災害から命を守るためには、県民一人一人が避難情報を正しく理解し、日頃から早めの避難行動を考えるなど、防災意識の向上が何より重要であると考えます。

そこで、県は県民の防災意識の向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、児童虐待への対応についてであります。

コロナ禍の影響は、社会経済の問題だけでなく、ふだんはあまり見えない各家庭の問題を改めて顕在化させています。近年児童虐待に対する社会の関心が高まり、地域の目線も厳しくなっていることが件数の増加につながったものと思いますが、児童虐待に大小はなく、絶対にあつてはならないことでもあります。

昨年度の県内の相談件数は千八百七十一件と、過去と比較して二番目に多い件数となり、子供たちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、相談体制をしっかりと整え、助けを必要としている子供たちを社会全体で守っていかねばなりません。

そこで、県は児童虐待への対応にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、犯罪被害者等の支援についてであります。

県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安全に安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は全ての県民の願いであります。しかしながら、一昨年三十六人が犠牲となった京都アニメーション放火殺人事件や昨年五月に三春町で起きた故意のひき逃げ事件など、何の落ち度もない人が思いもよらず犯罪等に巻き込まれてしまう事件が発生をいたしております。

また、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることもあります。県は、今定例会に犯罪被害者等支援条例案を提出しておりますが、被害者支援の輪を広げるとともに、支援策をしっかりと講じていく必要があると考えます。

そこで、県は犯罪被害者等の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、住宅セーフティネットについてであります。

民間賃貸住宅の空き室を利用し、子育て世帯や高齢者、障がい者、被災者など、住宅の確保に配慮が必要な方々、いわゆる住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進する住宅セーフティネット制度につい

て、国は本年四月に住宅の改修費や低額所得者の家賃に対する補助を拡充しました。

県内では、いわき市と石川町でこの制度を活用した補助事業を開始しておりますが、より多くの市町村が本制度を活用し、住宅確保要配慮者の安定した住まいを確保するためには、県の支援が必要と考えます。

そこで、県は住宅セーフティネット制度を活用し、補助事業を実施する市町村をどのように支援していくのかお尋ねします。

次に、県立高校改革についてであります。

昨年十二月定例会の代表質問において、私は田島高等学校と南会津高等学校の統合をどのように進めていくのかお尋ねしております。その際、県教育委員会は、中学生の進路の選択に混乱を招かないためにも、計画どおり統合を進め、教育内容の魅力化を図る。今後は、寄宿舎の建設、特別支援学校の整備に向け、具体的な準備を進めると答弁がありました。

統合は令和五年四月であります。統合校に最初に入學する現在の中学二年生にとって、寄宿舎の整備は今後の進路選択に大変重要な要素であります。また、併設される南会津地域で初めての特別支援学校はインクルーシブ教育の拠点となるとともに、統合校の魅力化の一つとしても地域から非常に高い関心が寄せられております。

そこで、県教育委員会は田島高等学校と南会津高等学校の統合にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、特別支援学校の整備についてであります。

安達地区には特別支援学校が設置されていないため、特別支援学校に在籍となる子供たちは他地区の特別支援学校に長時間かけて通学しなければならぬ状況にあります。

このような中、長時間通学の解消はもとより、小中学校等の特別な支援を

必要とする児童生徒への支援や教職員等を対象とした研修など、地域における特別支援教育の拠点としてのセンター的機能や子育て支援を担う学校づくりを行うため、平成二十九年十二月、県教育委員会は第二次福島県立特別支援学校全体整備計画を策定しました。

この計画により、安達地区にも特別支援学校が整備されますことは、地域の特別支援教育の充実につながるものであり、一刻も早い学校の整備を待ち望む児童生徒や保護者、関係者から大きな期待が寄せられています。

そこで、県教育委員会は安達地区の県立特別支援学校の整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

最後に、警察行政についてであります。

治安がよく、安心して毎日の生活を送ることができるとは、県民が何よりも望むことではないでしょうか。

本県復興は、まだまだ道半ばにあります。「ひとつ、ひとつ、実現するふくしま」を真に実現していくためには、被災地域の安全確保に向けた取組はもとより、各種事件・事故の防止や交通事故防止などの対策が重要になってくるものと思います。

今回着任されました児嶋警察本部長には、福島の復興に対して治安面からしっかりと支えていただくとともに、県民の安全・安心の確保に向けて、県民から信頼される警察行政にしっかりと取り組んでいただくことを強く望むものであります。

そこで、警察本部長の所信についてお尋ねをいたします。

以上で私の代表質問を終了いたします。御清聴に感謝を申し上げ、降壇いたします。ありがとうございました。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）矢吹議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

県内中核市へのまん延防止等重点措置の適用、中核市を除く全県への県独自の集中対策は、県民や事業者の皆さんの御理解と御協力により、いわき市を除いて制限を緩和し、基本対策のレベルまで戻すことができました。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、デルタ株をはじめ新たな変異株が発現し続けており、長期戦になるものと考えられます。今後も感染を予防し、拡大させない観点、そして患者の重症化を防ぐ観点を重視し、第五波を超える感染拡大の波に備えることが重要であります。

このため、基本的な感染対策の徹底を図り、感染者増加の兆候を捉えた場合には、地域を見定め、早く強く行動の抑制を求める方針を継続いたします。あわせて、中核市と連携したワクチンの大規模接種会場の開設や市町村へのきめ細かい支援を通して、十一月までに希望する県民への二回接種が完了できるよう、ワクチン接種をさらに加速してまいります。

さらに、重症化予防が期待される抗体カクテル療法について、医療機関との連携の下、積極的な活用を促進し、当該治療を含めた適切な医療の提供を通して、患者の皆さんが安心して療養できる体制を構築してまいります。

今後とも、県民の皆さんの命と健康を守るため、引き続き感染症対策に総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、新たな総合計画についてであります。

令和元年七月に計画の策定に着手し、総合計画審議会における審議、そして県議会の皆さんの御意見を踏まえ、今定例会に提案をいたしました。私は、三つのキーワードを念頭に置き、この策定を進めてまいりました。

一つ目は危機意識です。震災、原発事故、急激な人口減少に加え、頻発、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響など、本県は多く

の困難を抱えており、これらの課題に対する強い危機意識を持つことが新たな計画の原点であります。

二つ目は希望です。震災から十年が経過をし、県民の皆さんお一人一人の懸命な御努力により、福島の復興は着実に進展をしております。私たちの努力は、頑張りには、必ず形になる、成果につながる、そういった希望こそ前に進む原動力になります。

三つ目は挑戦です。危機意識を希望に変えるためには、様々な挑戦を続けなければなりません。そして、その挑戦を進化させることで福島ならではの未来が開けると確信をしております。

これらの思いを込めて今回の計画を策定しました。しかし、総合計画は策定して終わりではありません。県民の皆さんに伝え、知っていただくことで、共感していただくことが大変重要であります。

このため、私自身が先頭に立ち、積極的な発信を続けるとともに、計画に掲げた政策を一つ一つ目に見える形にしていく中で、県民の皆さんお一人お一人が希望を持ち、笑顔があふれる福島へ向けて、皆さんと共に挑戦を続けてまいります。

次に、再生可能エネルギーについてであります。

私は、本県の復興を成し遂げるためには、再生可能エネルギーの飛躍的な推進が必要であるとの強い思いに立ち、地域主導、産業集積、復興牽引の柱の下、再生可能エネルギーの導入拡大や関連産業の集積などに意欲的に取り組んでまいりました。その結果、県内における導入量は二〇二〇年度末で県内エネルギー需要の約四〇％とする目標を達成し、着実に導入が進んでまいりました。

現下の世界的な脱炭素化の流れや気候変動、コロナ禍を背景に社会構造が大きく変化する中では、再生可能エネルギーのさらなる効率利用や理解促

進、非常時の電源確保を考慮した分散化など、新たな時代に適応した持続可能な地域社会を構築することが極めて重要であります。

今年二月に宣言した福島県二〇五〇年カーボンニュートラルについても、多くの皆様との共感と行動の輪を広げながら、家庭、企業、公共施設等における自家消費型の発電設備の導入や省エネルギーの徹底、水素社会のモデル構築に向けた取組などを着実に積み重ねることが必要です。

こうした流れを踏まえ、年内に改定予定の次期推進ビジョンにおいては、今後の県内エネルギー需要等も考慮の上、二〇三〇年までの中間目標をこれまでの六〇％から七〇％に引き上げることとし、本県復興の歩みがさらに力強いものとなるよう、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、ALPS処理水の処分方針に伴う風評につきましては、これまで国主催による説明会等において多くの関係者が懸念を表明され、徹底した対策を求めておられます。

勿来魚市場での鮮魚を含む取引が本格的に再開し、また県産品の輸出額が過去最高を更新するなど、県民の皆さんが懸命に進めている復興への歩みをさらなる風評によって止めてしまいうけにはいきません。

このため、国は決して風評を起こさないという強い覚悟を持ち、正確な情報発信や事業者に対する総合的かつ強力な支援など万全な対策を示すよう、私自身幾度も強く訴え、県としてもターゲットを意識した情報発信などのさらなる対策や組織体制の強化を図ってまいりました。

このような中、先月国が当面の風評対策として示した情報発信の施策パッケージや若手漁業者の育成をはじめとした様々な事業者支援の取組については、関係団体等に丁寧に説明をしながら、実行可能な対策から迅速に実施し、実績を一つ一つ積み重ねていくことが重要であります。

県としても、国の取組の内容や効果を確認し、必要な対策が確実に講じられるよう引き続き求めるとともに、これまでの交流で得た国内外との絆をより深め、復興へ挑戦する福島の姿を積極的に発信してまいります。

さらに、県産品のブランド力や観光地の魅力向上による競争力の一層の強化を図るなど、農林水産業や観光業等に携わる皆さんが将来に向けて安心して事業が継続できるよう、風評の払拭に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせますので、御了承願います。

（総務部長戸田光昭君登壇）

◎総務部長（戸田光昭君）お答えいたします。

行財政改革につきましては、震災以降、復興の課題への迅速かつ柔軟な対応を優先した行財政運営方針を策定し、復興財源の確保や執行体制の強化等に取り組んでまいりました。

こうした中、現在新型感染症対策やデジタル変革など新たな行政需要や課題等が生じていることから、令和四年度を始期とする（仮称）福島県行財政改革プランを新たに策定することといたしました。

このプランでは、新たな総合計画の実現に向けた取組を支え、人口減少が進む中でも行政サービスの維持向上を図ることを基本目標に、震災からの復興再生、多様な主体との連携協働、持続可能な行財政システムの確立の三本の柱により取り組むことを検討しており、今後外部有識者や県民の意見も伺いながら、年度内の策定に向け取り組んでまいります。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

県民の防災意識の向上につきましては、日頃から自分や家族等の避難行動について考えておくマイ避難の取組が重要であると考えております。



このため、災害対策基本法の改正に基づく新たな避難情報の段階に応じて必要な行動を記入できるよう、ふくしまマイ避難ノートを改定し、県内全世帯や各学校等へ配布するとともに、今月中を目途にウェブサイトで手軽にマイ避難の計画をつくることができるよう準備を進めております。

あわせて、様々な媒体を活用した広報や学校等を対象とした出前講座の実施等により周知啓発に取り組み、県民の防災意識の向上を図ってまいります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

デジタル変革につきましては、県デジタル変革推進基本方針の下、最高デジタル責任者、いわゆるCDO及びその補佐官を設置し、県庁及び市町村を対象とした行政のデジタル変革と県民の暮らしや仕事など地域社会を対象とした地域のデジタル変革を二本柱とし、市町村の実情に応じた支援や市町村との連携協働等に力を入れながら、積極的に推進することとしております。

推進に当たっては、まずはデジタル変革の意義や取組について県民お一人お一人が自分事として捉えることが重要と考えており、これを分かりやすく伝え、理解と協力を得られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、国際教育研究拠点につきましては、現在国の来年度予算の調整過程において法人形態の決定や基本構想の策定に向けた具体的な検討が進められておりますが、創造的復興の中核拠点として、既存の研究施設や大学など関係機関の連携に司令塔機能を発揮し、福島イノベーション・コースト構想の効果を最大化するため、長期にわたる予算や人員体制の確保等について、これまで福島復興再生協議会や関係省庁会議を通じて要請してきたところであります。

今後もこうした県の意向が政府の成案にしっかりと反映されますよう、引き続き国や関係機関との連携を図りながら、本拠点の実現に向け取り組んでまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

新型感染症の影響を受けている地域公共交通事業者につきましては、県民の暮らしを支える重要な役割を担っていることから、六月補正予算においては、通勤通学など日常生活に特に不可欠な地域鉄道や広域路線バス、高速バスの県内路線の運行が継続できるよう、必要な経費を支援することといたしました。

これに加え、変異株の蔓延により新型感染症の影響が深刻になっていることから、このたび高速バスの県外路線や貸切りバス、タクシーを対象とし、事業が継続できるよう、必要な経費を支援することといたしました。

今後も県民生活に重要な地域公共交通の維持確保に向け、市町村等と連携し、しっかりと支援してまいります。

次に、犯罪被害者等の支援につきましては、これまで相談対応や医療費助成、県営住宅の優先入居等の支援を行ってまいりましたが、昨今県内外での凶悪事件の発生による被害者等支援の社会的な関心の高まりを踏まえ、被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向け、条例を制定することといたしました。

有識者による条例の検討委員会においては、被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、経済的負担の軽減や相談窓口のワンストップ機能の強化など、具体的な支援を求める意見が多く出されており、今後はこれらの意見を踏まえ、実効性のある取組等を盛り込んだ犯罪被害者等支援計画を策定し、条例の基本理念の理解促進を図りながら、関係機関と緊密

に連携し、被害者等支援にしっかりと取り組んでまいります。

（保健福祉部長伊藤 剛君登壇）

◎保健福祉部長（伊藤 剛君）お答えいたします。

妊産婦が感染した場合の医療提供体制につきましては、県立医科大学を中心に入院受入れ可能な医療機関を八か所確保したほか、同大学の産婦人科専門医と連携し、入院対応を滞りなく行ってきたところであります。

さらに、自宅療養をしている妊産婦がより安心して適切な医療を受診できるように、産科かかりつけ医療機関による電話診療や入院受入れ医療機関による外来診療など受診体制を構築するとともに、容体急変時にも対応できるように消防機関と連携を強化するなど、引き続き妊産婦の医療提供体制の整備に取り組んでまいります。

次に、安心して自宅療養ができる体制づくりにつきましては、血液中の酸素飽和度の数値を測定するパルスオキシメーターを貸し出し、毎日保健師による健康観察を行うとともに、体調の変化に備え、保健所に夜間でも連絡ができる体制を取っているほか、自宅療養者が増加した地域において、医師会や薬剤師会等の協力を得て、電話等による診療や処方された薬の配達を行っているところであります。

また、栄養バランスに配慮した食品セットの配送により生活面を支援するなど、今後とも安心して自宅療養ができるよう取り組んでまいります。

（商工労働部長安齋浩記君登壇）

◎商工労働部長（安齋浩記君）お答えいたします。

飲食業の需要喚起につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に努める飲食店にインセンティブを設けることにより、ふくしま感染防止対策認定店制度の普及拡大を図るとともに、認定を受けた飲食店の利用を促進することで関連事業者を含めた消費需要の喚起を図るため、プレ

ミアムつき電子商品券事業を実施することとしております。

現在、感染状況を踏まえた上で、十一月の事業開始に向け、受託事業者の選定など準備を進めているところであり、感染防止対策を前提としながら、飲食業の需要喚起を通じた地域経済の活性化にしっかりと取り組んでまいります。

（農林水産部長小柴宏幸君登壇）

◎農林水産部長（小柴宏幸君）お答えいたします。

営農再開の加速化につきましては、帰還農業者の支援に加え、新たな担い手の確保に向け、販路と結びついた市町村域を越える広域的な産地形成が重要であります。

このため、野菜の加工冷凍施設など拠点施設の整備と連携する各産地の農業機械等の導入を支援する高付加価値産地展開支援事業を国と共に創設したところであり、先月事業の推進母体である産地協議会が市町村、JA、販路を有する事業者等により設立され、来月には県が事業計画を公募する予定です。

また、産地化に必要な農地については、今年度から避難地域に配置した十名の農地集積コーディネーターを中心に担い手と農地のマッチングを進めるなど、営農再開の加速化に力強く取り組んでまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

住宅セーフティーネット制度を活用して補助事業を実施する市町村への支援につきましては、高齢者や障がい者など住宅の確保に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、居住の安定を図ることを目的に、市町村が補助する家賃や改修費等の経費に対して、県が補助を行うために必要な費用を新たに九月補正予算に計上しました。

今後は、不動産取引業者や賃貸人に対し、制度の説明や住宅登録への協力の要請を行うとともに、市町村に対しては、事業化に向けた取組事例の紹介や要綱作成への助言など、技術的な面においても支援を講じることにより、住宅セーフティネット制度の普及を積極的に進めてまいります。

（文化スポーツ局長小笠原敦子君登壇）

◎文化スポーツ局長（小笠原敦子君）お答えいたします。

復興五輪につきましては、聖火リレーのグランドスタートや野球・ソフトボール競技の開催、様々な場面での県産品の活用等を通じて、本県の現状や魅力の発信に一定の成果を得ることができました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、関連イベントの多くが中止または規模の縮小を余儀なくされ、参加、発信、交流の取組に課題が残りしました。

今後は、復興五輪の成果と課題を踏まえ、関係団体等と連携しながら、国内外に向けた復興の姿の継続的な発信、都市ボランティアの活動機会の創出やあづま球場等を活用したスポーツによる交流人口の拡大に取り組み、復興のさらなる加速化につなげてまいります。

（こども未来局長鈴木竜次君登壇）

◎こども未来局長（鈴木竜次君）お答えいたします。

児童虐待への対応につきましては、各児童相談所において児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに、子供の安全を迅速に確保するための組織強化を図り、二十四時間体制で虐待事案に対応できるよう取り組んでおります。

加えて、身近な市町村において虐待から子供を守る子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するほか、民間の相談機関である児童家庭支援センターを県中、県南地区に続き、今月から新たに県北地区に設置するなど、地域の

相談体制の重層化に努めているところであります。

今後とも、社会全体で子供を守るため、関係機関と緊密に連携を図りながら、児童虐待にしっかりと対応してまいります。

（観光交流局長國分 守君登壇）

◎観光交流局長（國分 守君）お答えいたします。

県産品の輸出につきましては、昨年度の輸出額が九億五百万円と過去最高を更新したところであり、今年度はマレーシア向けに福島牛の輸出が初めて実現するとともに、五月に輸入規制を撤廃したシンガポールに県産果物が輸出され、現地のオンライン販売で好評を得ております。

また、欧米向けには現地営業代行による加工食品の商談が成立するなど、新たな販路が確保されております。

先日輸入規制が撤廃されたアメリカ向け品目の拡大を図るなど、県産品の魅力や品質の高さを発信し、さらなる輸出促進に全力で取り組んでまいります。

次に、復興五輪後の観光誘客につきましては、本県を訪れる旅行者におもてなしの心を伝える都市ボランティアの活躍が大きな推進力になるものと考えております。

このため、新たに都市ボランティアが案内人となる視聴型のオンラインツアーに加え、大会関係者と参加者とがリモートで対話できるツアーを導入するなど、本県の復興の姿や地域の魅力を国内外に丁寧に伝えていくことにより、今後の観光誘客につなげてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

田島高校と南会津高校の統合につきましては、改革懇談会等でいただいた御意見を踏まえ、寄宿舎を整備するとともに、南会津四町村からの御要望

に応え、統合校に併設して特別支援学校を整備することとし、九月補正予算に関連経費を計上いたしました。

寄宿舎につきましては、事業者が設計施工した上で県が買い取る、いわゆる買取り型とすることで工期の短縮を図り、令和五年の統合校開校時に供用開始できるよう進めてまいります。

また、特別支援学校につきましても、令和八年四月の開校を目指し、整備に伴う調査を開始いたします。

引き続き、統合校について中学生や保護者をはじめとした地域の皆様に丁寧に説明し、理解の促進に向け取り組んでまいります。

次に、安達地区の県立特別支援学校の整備につきましては、児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場の充実や長時間通学の負担軽減等を図るため、小中学部は用地提供を受けた二本松市に新設し、高等部は本宮高校に併設することとしております。

今般用地の造成を行う二本松市との建設計画の協議に一定のめどが立ったことから、基本設計等に着手することといたしました。

小中学部につきましては、令和七年度半ばに校舎の完成を予定しておりますが、早期開校への強い要望に應えるため、高等部の開校と合わせて令和七年四月にたむら支援学校において教育活動を開始し、新校舎竣工後、年度途中で移転できるよう取り組んでまいります。

（警察本部長児嶋洋平君登壇）

◎警察本部長（児嶋洋平君）お答えいたします。

警察本部長としての所信を申し上げます。

初めに、復興治安対策についてであります。着任後に被災地の視察を行い、復興に向けた着実な歩みと様々な課題を実感いたしました。

県警察におきましても、被災地の治安確保は最重要課題であり、被災地の

状況を踏まえて、パトロールや検挙活動等の犯罪抑止対策と交通規制や交通指導取締り等の交通安全対策を柔軟に行っていく必要があると考えております。

また、県内における交通死亡事故やなりすまし詐欺、その他の犯罪など、一般治安上の各種課題に対しても、地域の実情に依じて的確に対処していくことで、県民の皆様の期待と信頼にしっかりと応えてまいりたいと考えております。